

協議第 1 6 号

使用料及び手数料の取扱い（協定項目 1 4）について

使用料及び手数料の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 1 7 年 3 月 8 日提出

東村・吾妻町合併協議会
会長 一場 貞

東村・吾妻町合併協議会の調整表

協議事項	14 使用料及び手数料の取扱い	整理番号		事務事業名	
調整方針案	使用料及び手数料の取扱いについては、次のとおりとする。 1. 税関係手数料については、合併時に再編する。 2. 狂犬病関係手数料については、現行のまま新町に引き継ぐ。 3. 霊園関係手数料については、合併時に再編する。永代使用料については、現行のまま新町に引き継ぐ。 4. 鳥獣飼養許可手数料については、現行のまま新町に引き継ぐ。 5. 道路占用料については、合併時に再編する。 6. 公共物使用料については、合併時に再編する。 7. 生産物採取料については、合併時に再編する。				
項目	現		況		調整内容
	東 村		吾 妻 町		
1. 税関係手数料					【調整の区分】 合併時に再編する。
税に関する証明（1税目）	1年度	300円	1年度	300円	
軽自動車税納税証明（車検）	無 料		無 料		
土地・家屋に関する証明	1通	300円	1通	300円	
住宅用家屋証明	1件	1,300円	1件	1,300円	
土地台帳閲覧	1件	300円	1冊	300円	
家屋台帳等の閲覧	1回	300円	1冊	300円	
地積図等の閲覧	1回	300円	字毎	300円	
督促	1通	150円	1通	100円	
2. 狂犬病関係手数料					【調整の区分】 現行どおり新町に引き継ぐ。
犬の登録手数料	1頭	3,000円	1頭	3,000円	
狂犬病予防注射済票交付	1頭	550円	1頭	550円	
犬の鑑札再交付	1頭	1,600円	1頭	1,600円	
狂犬病予防注射済票再交付	1頭	340円	1頭	340円	
3. 霊園関係手数料	管理手数料		管理手数料		【調整の区分】 合併時に再編する。 【具体的な調整方針】 ・管理手数料については、年額2,000円とする。 ・永代使用料については、現行のまま新町に引き継ぐ。
	年額	7.5㎡ 2,000円 20㎡ 3,000円	年額	3,000円	
	永代使用料		永代使用料		
	現住民	30万円	5.0㎡	= 27.3万円	
	本籍のみ	40万円	7.5㎡	= 37.05万円	

項 目	現 況				調整内容		
	東 村		吾 妻 町				
4 . 鳥獸飼養許可手数料	登録、更新、再交付 1件 3,400円		登録、更新、再交付 1件 3,400円		【調整の区分】 現行どおり新町に引き継ぐ		
5 . 道路占用料	東 村				【調整の区分】 合併時に再編する。 【具体的な調整方針】 国、件の基準を考慮し、合併時に再編する。 占用料基準の見直し		
	占用物件の種類	区 分		単 価		料金(円)	
	法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	電 柱 (電話柱を除く)					770
			電話柱				690
		街 灯	広告又は看板を伴うもの その他のもの	1本につき1 年			790
							170
		その他の柱類					670
		変圧塔その他これに類するもの		1個につき1年			1,100
		広告塔	直径0.5m未満高さ2m未満			1基につき1年	4,000
			直径0.5m以上1m未満又は高さ 2m以上4m未満				5,300
			直径1m以上又は高さ4m未満				6,500
		送電線		占用面積1㎡に 付き1年			1,100
		その他	線類			長さ1mにつき年	60
	線類以外のもの		占用面積1㎡に 付き1年	510			
	法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	水道管	外径 8cm未満				70
			外径 8cm以上				80
		ガス管	外径 8cm未満			長さ1mにつき1 年	70
			外径30cm未満				120
			外径30cm以上				200
		かんがい 用水管	外径 8cm未満				70
			外径 8cm以上				80
		引湯管	外径10cm未満				220
			外径10cm以上				480
地下電らん				60			
その他		外径40cm未満			130		
	外径1m未満			250			
	外径1m以上			510			
法第32条第1項 第3号に掲げる 施設	軽便軌条又は索道(保安設備を含む)		占用面積1㎡に 付き1年	1,100			
	鉄道又は軌条敷			1,100			
	停留所又は安全地帯			1,100			

項目	現況				調整内容
	東村		吾妻町		
	東村				
	占用物件の種類	区	分	単価	料金(円)
	法第32条第1項第4号に掲げる施設	雨よけ、日よけ又は歩廊		占用面積1㎡につき1年	1,100
	法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空又は地下に設ける通路			710
		地下室			360
		その他のもの			1,100
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	露店又は商品置場	祭礼・縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	50
			その他のもの	占用面積1㎡につき1月	170
	令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	120
			その他のもの	表示面積1㎡につき1年	1,100
		電柱巻き付け広告		1枚につき1年	1,100
		標識		1本につき1年	1,620
		旗ざお	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	1本につき1日	50
			その他のもの	1本につき1月	120
		アーチ類	車道を横断するもの	1基につき1月	1,620
			その他のもの		1,300
		幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く)	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	50
			その他のもの	その面積1㎡につき1月	120
	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			占用面積1㎡につき1年	110
	令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			110	

項 目	現 況				調整内容		
	東 村		吾 妻 町				
	吾 妻 町						
	占用物件の種類	区 分		単 価	料金(円)		
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	電 柱(電話柱を除く) 電話柱	電 柱		1本につき1年	410		
		街 灯	広告又は看板を伴うもの		500		
			その他のもの		100		
		その他の柱類				420	
		変圧塔その他これに類するもの			1個につき1年	310	
		広告塔	直径0.5m未満高さ2m未満		1基につき1年	2,000	
			直径0.5m以上1m未満又は高さ2m以上4m未満			3,000	
			直径1m以上又は高さ4m未満			4,000	
		送電線			占用面積1㎡につき1年		290
		その他	線類		長さ1mにつき年	28	
	線類以外のもの		占用面積1㎡につき1年	310			
	法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	水道管	外径 8cm未満		長さ1mにつき1年	30	
			外径 8cm以上			40	
ガス管		外径 8cm未満		30			
		外径30cm未満		60			
		外径30cm以上		120			
かんがい 用水管		外径 8cm未満		30			
		外径 8cm以上		40			
引湯管		外径10cm未満		140			
		外径10cm以上		300			
地下電らん				30			
その他		外径40cm未満		70			
	外径1m未満		150				
	外径1m以上		310				
法第32条第1項 第3号に掲げる 施設	軽便軌条又は索道(保安設備を含む)		占用面積1㎡につき1年	420			
	鉄道又は軌条敷			420			
	停留所又は安全地帯			120			

項 目	現 況				調整内容
	東 村		吾 妻 町		
	吾 妻 町				
	占用物件の種類	区 分	単 価	料金(円)	
	法第32条第1項 第4号に掲げる 施設	雨よけ、日よけ又は歩廊	占用面積1㎡に 付き1年		
	法第32条第1項 第5号に掲げる 施設	上空又は地下に設ける通路		120	
		地下室		120	
		その他のもの		120	
	法第32条第1項 第6号に掲げる 施設	露店又は 商品置場	祭礼・縁日等に際し、一時 的に設けるもの	占用面積1㎡に 付き1日	10
			その他のもの	占用面積1㎡に 付き1月	100
	令第7条第1号 に掲げる物件	看板(アーチ であるも の除く)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡に 付き1月	40
			その他のもの	表示面積1㎡に 付き1年	400
			電柱巻き付け広告	1枚につき1年	300
			広告柱 標柱	1本につき1年	900
		旗ざお	祭礼、縁日等に際し一時 的に設けるもの	1本につき1日	10
			その他のもの	1本につき1月	50
		アーチ類	車道を横断するもの	1基につき1月	850
			その他のもの		750
		幕(令第7 条第2号に 掲げる工 事用施設 であるも のを除く)	祭礼、縁日等に際し一時的 に設けるもの	その面積1㎡に 付き1日	10
			その他のもの	その面積1㎡に 付き1月	50
	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			占用面積1㎡に 付き1月	90
	令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設				30

項 目	現 況		調整内容																																																
	東 村	吾 妻 町																																																	
6 . 公共物使用料	<p style="text-align: center;">東 村 (1 年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>単 位</th> <th>単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>農地</td><td>1 m²</td><td>6</td></tr> <tr><td>住宅</td><td>1 m²</td><td>55</td></tr> <tr><td>植林採草地</td><td>1 m²</td><td>6</td></tr> <tr><td>電柱類</td><td>1 本</td><td>400</td></tr> <tr><td>鉄塔</td><td>1 m²</td><td>110</td></tr> <tr><td>諸管理設</td><td>1 m²</td><td>120</td></tr> <tr><td>水車水路敷</td><td>1 m²</td><td>55</td></tr> <tr><td>軌条施設</td><td>1 m²</td><td>-</td></tr> <tr><td>係船場</td><td>1 m²</td><td>-</td></tr> <tr><td>温泉ゆう出口</td><td>1 施設</td><td>11,000</td></tr> <tr><td>工作物(漁業)</td><td>1 m²</td><td>70</td></tr> <tr><td>その他の工作物</td><td>1 m²</td><td>-</td></tr> <tr><td>原形占用(漁業を除く)</td><td>1 m²</td><td>-</td></tr> <tr><td>ゴルフ場(練習場を含む)</td><td>1 m²</td><td>55</td></tr> <tr><td>その他</td><td>-</td><td>-</td></tr> </tbody> </table>		種 別	単 位	単価(円)	農地	1 m ²	6	住宅	1 m ²	55	植林採草地	1 m ²	6	電柱類	1 本	400	鉄塔	1 m ²	110	諸管理設	1 m ²	120	水車水路敷	1 m ²	55	軌条施設	1 m ²	-	係船場	1 m ²	-	温泉ゆう出口	1 施設	11,000	工作物(漁業)	1 m ²	70	その他の工作物	1 m ²	-	原形占用(漁業を除く)	1 m ²	-	ゴルフ場(練習場を含む)	1 m ²	55	その他	-	-	<p>【調整の区分】 合併時に再編する。</p>
	種 別	単 位	単価(円)																																																
農地	1 m ²	6																																																	
住宅	1 m ²	55																																																	
植林採草地	1 m ²	6																																																	
電柱類	1 本	400																																																	
鉄塔	1 m ²	110																																																	
諸管理設	1 m ²	120																																																	
水車水路敷	1 m ²	55																																																	
軌条施設	1 m ²	-																																																	
係船場	1 m ²	-																																																	
温泉ゆう出口	1 施設	11,000																																																	
工作物(漁業)	1 m ²	70																																																	
その他の工作物	1 m ²	-																																																	
原形占用(漁業を除く)	1 m ²	-																																																	
ゴルフ場(練習場を含む)	1 m ²	55																																																	
その他	-	-																																																	
<p style="text-align: center;">吾 妻 町 (1 年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>単 位</th> <th>単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>農地</td><td>1 m²</td><td>2</td></tr> <tr><td>住宅</td><td>1 m²</td><td>70</td></tr> <tr><td>植林採草地</td><td>1 m²</td><td>2</td></tr> <tr><td>電柱類</td><td>1 本</td><td>350</td></tr> <tr><td>鉄塔</td><td>1 m²</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>諸管理設</td><td>1 m²</td><td>70</td></tr> <tr><td>水車水路敷</td><td>1 m²</td><td>70</td></tr> <tr><td>鉄道軌条施設</td><td>1 m²</td><td>70</td></tr> <tr><td>係船場</td><td>1 m²</td><td>80</td></tr> <tr><td>温泉ゆう出口</td><td>1 施設</td><td>13,000</td></tr> <tr><td>工作物(漁業)</td><td>1 m²</td><td>80</td></tr> <tr><td>その他の工作物</td><td>1 m²</td><td>50</td></tr> <tr><td>原形占用(漁業を除く)</td><td>1 m²</td><td>2</td></tr> <tr><td>その他</td><td colspan="2">町長が定める額</td></tr> </tbody> </table>	種 別	単 位	単価(円)	農地	1 m ²	2	住宅	1 m ²	70	植林採草地	1 m ²	2	電柱類	1 本	350	鉄塔	1 m ²	1,000	諸管理設	1 m ²	70	水車水路敷	1 m ²	70	鉄道軌条施設	1 m ²	70	係船場	1 m ²	80	温泉ゆう出口	1 施設	13,000	工作物(漁業)	1 m ²	80	その他の工作物	1 m ²	50	原形占用(漁業を除く)	1 m ²	2	その他	町長が定める額							
種 別	単 位	単価(円)																																																	
農地	1 m ²	2																																																	
住宅	1 m ²	70																																																	
植林採草地	1 m ²	2																																																	
電柱類	1 本	350																																																	
鉄塔	1 m ²	1,000																																																	
諸管理設	1 m ²	70																																																	
水車水路敷	1 m ²	70																																																	
鉄道軌条施設	1 m ²	70																																																	
係船場	1 m ²	80																																																	
温泉ゆう出口	1 施設	13,000																																																	
工作物(漁業)	1 m ²	80																																																	
その他の工作物	1 m ²	50																																																	
原形占用(漁業を除く)	1 m ²	2																																																	
その他	町長が定める額																																																		

項 目	現 況		調整内容																																		
	東 村	吾 妻 町																																			
7. 生産物採取料	<p style="text-align: center;">東 村</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 名</th> <th>単 位</th> <th>単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂</td> <td>1 m²</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>砂利</td> <td>1 m²</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>栗石</td> <td>1 m²</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>切込砂利</td> <td>1 m²</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>玉石 20cm以上45cm未満</td> <td>1 個</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>玉石 45cm以上</td> <td>1 個</td> <td>120</td> </tr> </tbody> </table>		品 名	単 位	単価(円)	土砂	1 m ²	180	砂利	1 m ²	220	栗石	1 m ²	240	切込砂利	1 m ²	220	玉石 20cm以上45cm未満	1 個	50	玉石 45cm以上	1 個	120	<p>【調整の区分】 合併時に再編する。</p>													
	品 名	単 位	単価(円)																																		
土砂	1 m ²	180																																			
砂利	1 m ²	220																																			
栗石	1 m ²	240																																			
切込砂利	1 m ²	220																																			
玉石 20cm以上45cm未満	1 個	50																																			
玉石 45cm以上	1 個	120																																			
<p style="text-align: center;">吾 妻 町</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 名</th> <th>単 位</th> <th>単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂</td> <td>1 m²</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>砂利</td> <td>1 m²</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>栗石</td> <td>1 m²</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>切込砂利</td> <td>1 m²</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>切石</td> <td>30cm²</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>玉石 20cm以上45cm未満</td> <td>1 個</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>玉石 45cm以上</td> <td>1 個</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>庭石</td> <td>1 m²</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>芝</td> <td>1 m²</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>竹木</td> <td colspan="2">その都度が町長が定める額</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2">その都度が町長が定める額</td> </tr> </tbody> </table>	品 名	単 位	単価(円)	土砂	1 m ²	150	砂利	1 m ²	200	栗石	1 m ²	200	切込砂利	1 m ²	200	切石	30cm ²	50	玉石 20cm以上45cm未満	1 個	30	玉石 45cm以上	1 個	80	庭石	1 m ²	200	芝	1 m ²	20	竹木	その都度が町長が定める額		その他	その都度が町長が定める額		赤石・焼石・三波石等
品 名	単 位	単価(円)																																			
土砂	1 m ²	150																																			
砂利	1 m ²	200																																			
栗石	1 m ²	200																																			
切込砂利	1 m ²	200																																			
切石	30cm ²	50																																			
玉石 20cm以上45cm未満	1 個	30																																			
玉石 45cm以上	1 個	80																																			
庭石	1 m ²	200																																			
芝	1 m ²	20																																			
竹木	その都度が町長が定める額																																				
その他	その都度が町長が定める額																																				